

権行使が禁止されているため、日本は米国のために集団的自衛権行使を行わなくてよい」ということが明記されています。単に、日本が憲法9条の解釈において集団的自衛権ができないということではなく、主権国家同士の条約で日本が米国のために集団的自衛権を行使することが法的に免責されているのです。

■日米安全保障条約第3条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自衛及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

この条文の趣旨は、どなたでも見ることができるとされる外務省HP「日米安全保障条約（主要規定の解説）」において、7.1 閣議決定の以前は以下のように説明されています。

○第3条

この規定は、我が国から見れば、米国の対日防衛義務に対応して、我が国も憲法の範囲内で自らの防衛能力の整備に努めるとともに、米国の防衛能力向上について応分の協力をすると原則を定めたものである。

これは、沿革的には、米国の上院で1948年に決議されたヴァンデンバーク決議を背景とするものであり、NATO（北大西洋条約機構）その他の防衛条約にも類似の規定がある。同決議の趣旨は、米国が他国を防衛する義務を負う以上は、その相手国は、自らの防衛のために自助努力を行ない、また、米国に対しても、防衛面で協力する意思を持った国でなければならぬということである。

ただし、我が国の場合には、「相互援助」といっても、集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られることを明確にするために、「憲法上の規定に従うことを条件」としている。

文末の私が出線を引いたところをご覧下さい。ズバリ、「集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内」のものに限られることを明確にするために、「憲法上の規定に従うことを条件」としている。」と書いてありますね。私も、昨年5月に、解釈改憲を阻止するための追及の過程で、この解説文を発見したときは、思わず目が点になりました。

つまり、外務省の解説にもあるように、この第3条に関する条項は、米国の上院決議に基づいて米国政府が同盟条約を結ぶ際に、そのすべての相手国とそれぞれまったく同一の内容のものを必ず締結しているものなのですが、日米安全保障条約だけがその各国との条約とまったく違った文面で、まったく違った内容になっているのです。本来ならば、米国政府は日本政府に対し、米国が日本を防衛する義務を負う（日米安保第5条）以上は、日本も米国に対して防衛面での協力を求めなければならないのですが、日本は憲法上集団的自衛権行使ができきないので、以下のNATO条約（北大西洋条約）との違いで一目瞭然のように、逆に、条約の文言を特別に選んで、日本が米国のために集団的自衛権行使をすることが免責される規定となっているのです。

見比べて頂けるように、先ほどの「憲法上の規定に従うことを条件」という文言だけではなく、他の条約では「単独に及び共同して」とされているのを「個別的に及び相互に協力して」とし、同様に「個別的に及び集団的能力を」とされているのを「それぞれの能力を」としたことが、条約締結時の国会で明確に答弁されています。つまり、分かりやすく言えば、第3条全体の前からして、「日本は集団的自衛権行使が違憲であるので、日本は米国の

日米安保条約では「日本は米国のために集団的自衛権を行使しなくてもよい」と締結している！

NATO条約第3条

締約国は、この条約の目的を一層有効に達成するために、単独に及び共同して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力及び集団的能力を維持し発展させる。

日米安保条約第3条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力及び集団的能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

【外務省HPでの解説（2014/07/01以降）】

ただし、我が国の場合には、「相互援助」といっても、集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られることを明確にするために、「憲法上の規定に従うことを条件」としている。

○小西洋之君 (略)

さて、本TPPの審議の大前提として、立法府の存立を懸け追及すべきことは、安倍内閣は、国会の条約承認権を踏みにじり、そもそも条約提出を行う資格すらないという事実であります。

安倍内閣が強行した集団的自衛権行使の解釈変更は、昭和四十七年政府見解という決裁文書の外国の武力攻撃という文言を同盟国に対する外国の武力攻撃と恣意的に読み替え、九条解釈の基本的な論理なるものを捏造した、法論理ですらない不正行為であり、これは決裁文書の解釈改ざんによる史上空前の憲法破壊であります。

一方、この暴挙は、同時に、日米安保条約第三条に違反する暴挙なのであります。

実は、安保条約三条には、日本はアメリカのため違憲である集団的自衛権を行使しなくてよいと、主権国家同士の国際約束が明記されているのです。すなわち、アメリカが上院決議により、全ての同盟国と締結している共通条項が、共通条項第三条が、日米安保三条だけは特別の文言変更がなされているのであります。このことは、安保改定当時の政府答弁において、集団的能力という文言をそれぞれの能力と変更し、憲法上の規定に従うことを条件としてとの文言を付け加えるなど、日本による集団的自衛権行使を法的に免責した条文として作り込まれたことが明確に説明されているのであります。

その証拠に、外務省ホームページの第三条の逐条解説では、集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲のものに限られることを明確にするためと記載されていました。しかし、解釈変更以降に外務省はホームページの記述を改ざんし、集団的自衛権の行使を禁じているという文言を削除しているのであります。

河野大臣に伺います。

条約は、法的効力において法律に優位します。解釈変更と安保法制は、限定的なるものを含めあらゆる集団的自衛権行使は違憲であるとの九条解釈に基づき、そのことを徹底的に明文化した安保条約三条に違反する無効の暴挙であるとの認識はありますか。国際承認した条約を勝手に読み替え、条約違反の閣議決定や法案提出を行い、戦争行為を行えるようにした内閣なら、本協定を勝手に読み替えることなど平気で行うのではないのでしょうか。

なお、あつたはずのものをなかったと言い張るこの間の一連の不正と異なり、解釈変更は、絶対にないものをあると言い張っている不正行為であり、安倍総理のみがどこまでも立証責任を負い、そして、その主張が虚偽であることは誰でも証明可能、理解可能であります。したがって、河野大臣が一政治家としての良心に基づく限り、四十七年見解の中に集団的自衛権行使を許容する法理が作成当時から存在するという安倍総理の主張は到底容認できないはずですが、大臣の見解を伺います。

○国務大臣(河野太郎君) 平和安全法制と日米安保条約第三条についてお尋ねがありました。

日米安保条約第三条は、「憲法上の規定に従うことを条件として、」との文言から明らかなおと、特定の憲法解釈に立ち入った規定ではなく、我が国自身が行う憲法解釈の下で実施されるものです。

平和安全法制は、新三要件を満たす場合には、従来の政府見解の基本的な論理に基づく必要最小限の自衛のための措置として武力の行使が憲法上許容されるとの判断に至ったものであることから、日米安保条約に違反するとの御指摘は当たりません。(略)

その事態そのものを收拾するというの
は、何と云っても国連を中心として
いくべきである。それから、こちらが
お手をあげたら——こちらから進んで
武力を行使しているのじゃない、向こ
うから来たわけでありまして、一体
その場合に、直ちに向こうがその攻撃
をやめるかどうかというよりなこ
も、これは事実上、いかなる場合にお
いても降伏ということをすぐ言えんや
めるのだ、こういう前提も私は考えら
れないのであります。一応とにかく独
立国であつて、自主的な立場から、われ
われの国の領土、領空その他に対して
不当な侵略がある限りにおいては、こ
れは私は、独立国としてそれを排除す
る行動をとるといふことは、これは必
要なことでありまして。しかしながら、
その事態そのものをできるだけ早く解
決して、そうしていつまでも長い間の
戦闘行為を続けていくというよりなこ
とのないよう努力すべきことは、こ
れは私は当然のことである、こう思
います。しかし、何でも攻撃があつたら
すぐお手をあげをして、降伏させられ
ばそれでいいんだという考え方は、私
は、独立国であり、自衛国である以上
は考へるべきものではない、こう思
います。

がないと、自滅を待つまでもなくて敵
基地を攻撃したり、いろいろな措置を
されるような手段を弄しておられる
と、ついに日本は講和の機会を失うお
それがある。国連による安全保障理事
会の解決を待つまでもなく、その前
に、総理自身の手で講和の方式をどう
おとりになるか、停戦の方式をどうお
とりになるかを私伺ひたいのです。こ
れはアメリカとの話し合ひでやらなけ
ればならないのか、日本自身が単独に
講和あるいは停戦をやることのできる
のか、ここもあわせてお答えを願ひた
い。

○岸國務大臣

停戦とか、講和とかと
いうことは、言ひまでもなく、相手
方のあることでありまして、相手方
が、——相手方というのは、アメリカ
ということじゃありません。実際の武
力攻撃を日本に加えておる国のこと
であります。従つて、われわれとして
は、とにかくできるだけ物事を平和的
に解決するといふことは、これはもう
先ほど大貫委員にお答えした通り、憲
法の精神であり、われわれの本質的な
念願でございます。ただ現実には不当な
る武力攻撃が加えられたその武力攻撃
を、われわれはななくするといふために
必要最小限の行動をとるわけであり
ますから、その行動がなくなれば、われ
われは何も自衛隊を出動させておる必
要もなければ、それはわれわれの方か
ら別に手出ししていく必要はちつとも
ない。しかし、武力攻撃が継続してい
る限りにおいて、どうも日本の方からお
手あげするようなことを前提として考
へるといふことは、私は適當でなから
う。しかし、あくまでも、武力攻撃が
あつた場合において、こつちが武力行

動でこれに抵抗していく場合において
は、すぐ安保理事會に報告しますか
ら、そういう事態を安保理事會もすぐ
取り上げてこれに対する平和的解決の
道を見出すといふことは、私は当然や
ると思ひます。また、やらせるように
いたします。

○受田委員

閑連であるからこれで終
わりますが、総理、私が一つ心配して
おるのは、アメリカと運命共同体で、
最後まで共同防衛作戦に参加するの
かどうか。日本だけが単独に停戦をや
つて、アメリカの了解を得ることがで
きのかどうか、自衛戦争をやめる時期
のかどうか、自衛戦争をやめる時期
が、アメリカと一本でなければならな
いのかどうかを、念を入れてお尋ねし
ておるわけです。

○岸國務大臣

これは日本の領土、領
空、領海に対する武力攻撃をやめば、
これは自衛隊としての行動はいたさな
い。また、五条において、アメリカ軍
もまたその点は行動を停止するわけ
でございますから、その点は、アメリカ
の作戦に何か引き込まれて、日本が引
きずられていくというよりなことは、
私は、この五条の規定をお読み下され
ばわかるように、日本の施政下にある
領土、領空、領海に対する武力攻撃が
やめば、自衛隊の出動ということをや
めるといふことは当然のことござい
ます。

○小澤委員長

この際、四十分間休憩
をいたします。

○小澤委員長

午後一時四十分開議
午後零時四十五分休憩

○小澤委員長

休前に引き続き會議
を開きます。

質疑を続行いたします。大貫大八
君。
○大貫委員 今度は条約の内容につ
いてお尋ねをしていくつもりですが、ま
ず第三条です。これは前にもちよつと
触れたのですが、この第三条というの
は大へんなことを約束しておると思
うのです。
そこで、これは条約の内容に入りま
すから、藤山外務大臣にお尋ねを願
ひたいのですが、まず第一にお尋ねし
たいことは、日本は、結局この条項に
よつて、武力攻撃に抵抗する能力を
持し発展させる義務を負ふことになる
と思ふのですが、この武力攻撃に抵抗
する能力というのは、一体どの程度の
能力を考へておるのですか。
○藤山國務大臣 武力攻撃に抵抗する
能力でございますけれども、同時に、
第三条に「憲法上の規定に従ふこと
を条件として」といふことが書いてござ
います。これは日本憲法の第九条で
ございまして、従つて、自衛力の限界
というものはつきりいたしておりま
すので、武力攻撃に抵抗する能力とい
うのは、自衛力の範囲だと御了解願
ひたいと思ひます。

○大貫委員 自衛力の限界といつて
も、限度はどうなんですか。自衛力の
範囲だと言つたつて、自衛力だつて侵
略だつて、これは明らかに問題で、
物体は同じものです。そうすると、一
体どの限度までその能力を高めようと
考へておるのですか。
○藤山國務大臣 むろん、客観的条件
はいろいろございましていろいろでも、
自衛のための最小の能力でございま
す。
○大貫委員 ところが、自衛のため
に言つても、御承知のように、今日兵器
の発達というのは想像に絶するものが
ありまして、兵器は今日まさに無限大
に発達しておると思ふのです。大陸間
弾道弾はすでに完成してありますし、月
ロケットも成功しておる。いながらに
して、数千キロのあなたに、ボタン一
つ押せば、自由自在に水爆を撃ち込め
るような時代であります。このよう
な高度の科学戦、ミサイル戦争を予想
した場合、かりにそのような武力攻撃が
あつた場合に、これに抵抗する能力と
いふのは、一体どの程度のことを考
へておるのですか。これは大へんなことだと思
うのです。
○藤山國務大臣 武力攻撃が起こりま
したときに、先ほど総理からも答弁さ
れておりますように、実力をもつてそ
の日本に与えられた武力攻撃を排除す
るといふことが、自衛力でございま
す。従つて、その限度内において行な
われるわけでありまして、それをわれ
われは最小限に想定しておるのでござ
います。
○大貫委員 だから、それは一体具
体的にはどこまで考へるのですか。今
日のように非常に高度に武力、兵器が
発達したときに、これに抵抗する能力
といふのは、考え方によつては、大へ
んな大きなものを備えなければならぬ
と思ふのです。ところが、そんなこと
は、日本の近代科学の水準、兵器科学
の水準では、とうてい私は不可能なこ
とだと思ふのです。もちろん、財政的
にもそんなことは不可能でしょう。も
う少し具体的に、自衛能力といふもの
は、これは満足のいく限界はないと思
いますけれども、大体どの程度のこと

解説

陸上配備型イージス・システム (イージス・アショア) について

COLUMN

イージス・アショアは、イージス艦 (BMD対応型) のBMD対応部分、すなわち、レーダー、指揮通信システム、迎撃ミサイル発射機などで構成されるミサイル防衛システム (イージス・システム) を、陸上に配備した装備品であり、大気圏外の宇宙空間を飛翔する弾道ミサイルを地上から迎撃する能力を有しています。

北朝鮮に、わが国を射程に収める各種の弾道ミサイルが依然として多数存在するなど、弾道ミサイル防衛能力の向上は喫緊の課題である中、イージス・アショアを導入すれば、わが国を24時間・365日、切れ目なく守るための能力を抜本的に向上できることとなります。

一般に防衛装備品については、事態が切迫してから取得しようとしても、取得までには長期間を要します。国民の命と平和な暮らしを守ることは、政府の最も重要な責務であり、防衛省として、いかなる事態にも対応し得るよう、万全の備えをすることは当然のことであると考えております。

また、現状のイージス艦では、整備・補給で港に入るため隙間の期間が生じることが避けられず、長期間の洋上勤務が繰り返されることとなり、乗組員の勤務環境は極めて厳しいものとなっております。イージス・アショアの導入により、隊員の負担も大きく軽減され、さらには、イージス艦を元来の任務である海洋の安全確保任務に戻すことが可能になり、わが国全体の抑止力向上につながります。

イージス・アショア2基の配備候補地について、防衛省において検討を行った結果、秋田県の陸自新屋演習場及び山口県の陸自むつみ演習場を選定したところです。こうしたことを受け、18 (平成30) 年6月1日には、福田防衛大臣政務官及び大野防衛大臣政務官が秋田・山口両県をそれぞれ訪問し、また、同月22日には、小野寺防衛大臣が両県を訪問し、配備の必要性などについてご説明しました。

防衛省としては、今後とも、配備に際して、地元住民の皆様様の生活に影響が生じないよう、十分な調査や対策を講じるとともに、配備の必要性や安全性などについて、引き続き、誠心誠意、一つ一つ丁寧に説明し、地元の皆様から頂戴する様々な疑問や不安を解消すべく努めてまいりたいと考えています。

第1章

わが国の防衛を担う組織と実効的な抑止及び対処

2 米国のミサイル防衛と日米BMD技術協力

(1) 米国のミサイル防衛

米国は、弾道ミサイルの飛翔経路上の①ブースト段階、②ミッドコース段階、③ターミナル段階の各段階に適した防衛システムを組み合わせ、相互に補って対応する多層防衛システムを構築している。日米両国は、弾道ミサイル防衛に関して緊密な連携を図ってきており、米国保有のミサイル防衛システムの一部が、わが国に段階的に配備されている²⁴。

(2) 日米BMD技術協力など

平成11 (1999) 年度から、海上配備型上層システムの日米共同技術研究に着手した結果、当初の技術的課題を解決する見通しを得たことから、05 (平成17) 年12月の安全保障会議 (当時) 及び閣議において、この成果を技術的基盤として活用し、BMD用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発²⁵に着手することを決定した。この共同開発は、防護範囲を拡大し、より高性能化・多様化する将来脅威に対処することを目的として06 (平成18) 年6月から開始されている。

17 (平成29) 年2月及び6月、日米両国は、米

24 具体的には、06 (平成18) 年、米軍車力通信所にTPY-2レーダー (いわゆる「Xバンド・レーダー」) が配備され、BMD能力搭載イージス艦が、わが国及びその周辺に前方展開している。また、同年10月には沖縄県にペトリオットPAC-3を、07 (平成19) 年10月には青森県に統合戦術地上ステーション (JTAGS) を配備した。さらに、14 (平成26) 年12月には、米軍経ヶ岬通信所に2基目のTPY-2レーダーを配備した。

25 これらの日米共同開発に関しては、わが国から米国に対して、BMDにかかわる武器を輸出する必要性が生じる。これについて、04 (平成16) 年12月の内閣官房長官談話において、BMDシステムに関する案件は、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則等によらないとされた。このような経緯を踏まえ、SM-3ブロックII Aの第三国移転は、一定の条件のもと、事前同意を付与できるとわが国として判断し、11 (平成23) 年6月の日米安全保障協議委員会 (I+2J) の共同発表においてその旨を発表した。なお、14 (平成26) 年4月、防衛装備移転三原則 (移転三原則) が閣議決定されたが、同決定以前の例外化措置については、引き続き移転三原則のもとで海外移転を認め得るものと整理されている。

二について

憲法第九条の文言は、我が国として国際関係において実力の行使を行うことを一切禁じているように見えるが、政府としては、憲法前文で確認している日本国民の平和的生存権や憲法第十三条が生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を国政上尊重すべきこととしている趣旨を踏まえて考えると、憲法第九条は、外部からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされるような場合にこれを排除するために必要最小限度の範囲で実力を行使することまでは禁じていないと解している。

これに対し、集団的自衛権とは、国際法上、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利と解されており、これは、我が国に対する武力攻撃に対処するものではなく、他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止することを内容とするものであるので、国民の生命等が危険に直面している状況下で実力を行使する場合とは異なり、憲法の中に我が国として実力を行使することが許されるとする根拠を見だし難く、政府としては、その行使は憲法上許されないと解してきたところである。

お尋ねのような事案については、法理としては、仮に、個別具体の事実関係において、お尋ねの「同盟国の軍隊」に対する攻撃が我が国に対する組織的、計画的な武力の行使に当たると認められるならば、いわゆる自衛権発動の三要件を満たす限りにおいて、我が国として自衛権を発動し、我が国を防衛するための行為の一環として実力により当該攻撃を排除することも可能であるが、右のように認めることができない場合であれば、憲法第九条の下においては、そのような場合に我が国として実力をもって当該攻撃を排除することは許されないものとする。

御指摘の答弁書のお尋ねに係る部分の趣旨及び集団的自衛権に関する政府の憲法解釈の変更についての考え方は、平成十四年五月九日の衆議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会における赤松正雄委員の質疑及び本年二月二十七日の参議院本会議における山本香苗議員の質疑に対する小泉内閣総理大臣の答弁において述べられているとおりである。

5

質問第八〇号

憲法前文の平和的生存権に係る文言の趣旨に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年三月十三日

小西 洋之

参議院議長 山崎 正昭 殿

憲法前文の平和的生存権に係る文言の趣旨に関する質問主意書

憲法前文における「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」という文言の趣旨について、政府の見解を最大限に具体的かつ詳細に示されたい。

また、「日本国憲法前文はそれぞれの条文を解釈する場合の解釈上の指針としての意味を持っている」という歴代政府の見解に照らし、前段落に示した文言が政府の憲法の解釈上の指針となっている条文番号とその憲法解釈に係る政府見解を複数示されたい。なお、例えば、憲法第九条について、いわゆる昭和四十七年政府見解（同年十月十四日参議院決算委員会提出）や平成十六年六月十八日の衆議院議員島聡君提出政府の憲法解釈変更に関する質問に対する答弁書（内閣衆質一五九第一一四号）などはそうしたものに該当するものと考えていることを付言する。

右質問する。

答弁書第八〇号

内閣参質一八九第八〇号

平成二十七年三月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭 殿

参議院議員小西洋之君提出憲法前文の平和的生存権に係る文言の趣旨に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出憲法前文の平和的生存権に係る文言の趣旨に関する質問に対する答弁書

御指摘の文言は、全世界の国民は基本的人権が維持され保障されるための条件である平和を享受する権利を有していることを述べたものと解している。

先の答弁書（平成二十七年一月九日内閣参質一八八第一六号）六についてでお答えしたとおり、憲法前文は、それぞれの条文を解釈する場合の解釈上の指針としての意味を持つものと解しており、特定の条文について解釈の指針となるとかならないというものではない。

第188回国会（特別会）

答弁書

答弁書第一六号

内閣参質一八八第一六号
平成二十七年一月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭 殿

参議院議員小西洋之君提出憲法の平和主義及び憲法前文の趣旨等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出憲法の平和主義及び憲法前文の趣旨等に関する質問に対する答弁書

一について

憲法の基本原則の一つである平和主義については、憲法前文第一段における「日本国民は、・・・政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」の部分並びに憲法前文第二段における「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」及び「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」の部分とその立場に立つことを宣明したものであり、憲法第九条がその理念を具体化した規定であると解している。

二について

お尋ねの憲法前文の箇所のうち、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、」の趣旨は、戦争の主体が国家である、戦争を起こすことの決定は国政の運用に当たる国家機関によってなされるということに着目し、かつて体験したような戦争の惨禍が起ることがないようにするという日本国民の固い決意を表明したところにあると考えられ、これは憲法の基本原則の一つである平和主義を強調したものであり、また、「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」の趣旨は、過去の戦争が国家機関の手によって行われ、その惨禍を日本国民が等しく受けたということに着目し、国民主権を確立することにより、過去のそのような例が起ることがないようにするという固い決意を表明したものであると解している。

三から五までについて

8 お尋ねの憲法前文第二段の趣旨は、我が国が平和主義及び国際協調主義の立場に立つことを宣明したものと解している。また、憲法前文第二段第一文に規定する「人間相互の関係を支配する崇高な理想」とは、友愛、信頼、協調というような、民主的社会的存立のために欠くことのでき

ない、人間と人間との関係を規律する最高の道徳律をいい、同文に規定する「深く自覚する」とは、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚した結果、自ら進んで決意したことを示したものであり、憲法前文第二段第三文に規定する「恐怖と欠乏」とは、「平和のうちに生存する権利」の言わば対極にある戦争によってもたらされる様々な惨禍などのことをいうものと解している。

六について

お尋ねの「かかる原理」とは、「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」という部分を受けており、「この憲法は、かかる原理に基くものである。」と規定することにより、日本国憲法が、国民主権の原理や間接民主制を採用していることを明らかにしていると解している。

また、御指摘の「憲法解釈の変更を行ったところの新しい憲法規範」の意味するところが必ずしも明らかでなく、お尋ねの「「一切の憲法」には政府が憲法解釈の変更を行ったところの新しい憲法規範も含まれると解してよいか」についてお答えすることは困難である。

さらに、お尋ねの「「排除する」との文言の法的効果」については、法規範としては、一般的に言えば、憲法の個々の条文が重要な意味を持つものであり、他方、憲法前文は、それぞれの条文を解釈する場合の解釈上の指針としての意味を持つものと解している。

七について

お尋ねの憲法前文第三段の趣旨は、我が国が国家の独善主義を排除し、国際協調主義の立場に立つことを宣明したものと解している。

八について

お尋ねの憲法前文第四段の趣旨は、憲法前文全体でうたわれている理想と目的を達成することを誓うものであると解している。

① 存立危機事態とその判断に関する答弁

(国会答弁例)

〔衆・予算委 平26・7・14〕
横畠内閣法制局長官答弁 対北側委員

○横畠政府参考人 先ほどもお答えしたとおり、新三要件は、昭和47年の政府見解における基本論理を維持し、その考え方を前提としたものであり、御指摘の「他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」という部分は、昭和47年の政府見解の「外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるといふ急迫、不正の事態」に対応するものでございます。

これまで、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみが、昭和47年の政府見解に言う「外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるといふ急迫、不正の事態」に当たると解してきたということを踏まえると、第一要件の「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」とは、他国に対する武力攻撃が発生した場合において、そのままでは、すなわち、その状況のもと、国家としてのまさに究極の手段である武力を用いた対処をしなければ、国民に、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況であるといふことをいうものと解されます。

いかなる事態がこれに該当するかは、個別具体的な状況に即して判断すべきものであり、あらかじめ定型的、類型的にお答えすることは困難であります。いずれにせよ、この要件に該当するかどうかについては、実際に他国に対する武力攻撃が発生した場合において、事態の個別具体的な状況に即して、主に攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、その規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮し、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民がこうむることとなる犠牲の深刻性、重大性などから客観的、合理的に判断することになります。

なお、明白な危険というのは、その危険が明白であること、すなわち、単なる主観的な判断や推測等ではなく、客観的かつ合理的に疑いなく認められるといふものであることと解されます。

〔衆・予算委 平26・7・14〕
安倍内閣総理大臣 答弁

○海江田委員 …先ほど横畠内閣法制局長官が北側委員の質問に対して大変重要な発言をいたしました。これは、つまり、他国に対する武力攻撃が発生をした場合でも、我が国が攻撃を受けたと同様の深刻な犠牲が出たときに、まさにそこでこの集団的自衛権が発動されるんだという答弁がありました。

まず、これを総理はお認めになるのかどうなのか、その点をお尋ねします。

○安倍内閣総理大臣 あくまでも、基本的に、この三要件に適して我々は考える、新

三要件に適して考えるわけであり、その中において、我々は、武力の行使を行うかどうかということを行うわけですが、その中におきまして、いかなる事態が、まず、昭和47年の政府見解に言う、外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に該当するかは、現実に発生した事態の個別的、具体的な状況に即して、政府が全ての情報を総合して客観的、合理的に判断する必要があります。

このため、一概にお答えすることは困難ではありますが、あえて申し上げれば、我が国近隣で武力攻撃が発生し、その規模や態様、攻撃国の言動などから、武力攻撃を早急にとめなければ我が国にも武力攻撃が行われかねない状況が想定される例が一例ではありますが、いずれにしても、個別具体的に判断する必要があります。

このような判断に当たっては、事態の個別具体的な状況に即して、主に、攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、その規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮して、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民がこうむることとなる犠牲の深刻性、重大性などから判断することになるということであり、

〔参・予算委 平26・7・15〕
横島内閣法制局長官 答弁

○政府参考人（横島裕介君） 新三要件の第一要件でございます、我が国の存立が脅かされと、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるとは表裏一体の関係にあり、ここに言う我が国の存立が脅かされということについて、その実質を、国民に着目して、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるということであるということを書いてあるものと理解しております。すなわち、両者一体で一つの事柄を表しているということでございます。

○西田実仁君 そうしますと、今の御説明にありますように、例えば我が国の存立が脅かされる明白な危険があるときに新三要件の第一要件が満たされる、つまり選択要件としては見ないということによろしいのでしょうか。

○政府参考人（横島裕介君） そもそも、その根底から覆るという言葉自体、相当抽象的でございます。すなわち、やはり個々の国民が犠牲になる、被害を受けるということではございませんで、やはり当初から我が国の存立が脅かされるということと言わば裏腹のその状況を表しているものでございまして、いずれかを満たせばいいという意味での選択要件ではございませんし、また加重要件ということでもございません。

○西田実仁君 つまり、単に我が国の存立が脅かされというのみではその裾野が大変に広いと。ですから、そういうおそれがありますので、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるという実質、まあ裏打ちというんでしょうか、それをしたものに限られるということをはっきりとしたという理解でよろしいか、長官にお聞きします。

○政府参考人（横島裕介君） ここに言う我が国の存立が脅かされということの実質が、すなわち、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険

いずれにせよ、具体的な事実関係、状況、発生した場合の状況によって個別に判断していくということをせざるを得ないことだろうと思います。

(同旨) 平27・7・1 衆・平安特委 横畠内閣法制局長官答弁(対岩屋委員)

平27・7・8 衆・平安特委 横畠内閣法制局長官答弁(対北側委員)

(国会提出資料)

<存立危機事態における防衛出動等について>

(衆・平安特委理事会提出 平27・8・21)

(内閣官房)

1 いかなる事態が存立危機事態に該当するかについては、事態の個別具体的な状況に即して、政府が全ての情報を総合して客観的、合理的に判断することとなるため、一概に述べることは困難であるが、よりわかりやすく説明を行うとの観点から、存立危機事態に当たり得る具体的なケースの一つとして、米国の艦艇が武力攻撃を受ける事例を挙げて説明している。すなわち、

○ 例えば、我が国近隣において、「我が国と密接な関係にある他国」、例えば米国に対する武力攻撃が発生した。

○ その時点では、まだ我が国に対する武力攻撃が発生したとは認定されないものの、攻撃国は、我が国をも射程に捉える相当数の弾道ミサイルを保有しており、その言動などから、我が国に対する武力攻撃の発生が差し迫っている状況にある。

○ 他国の弾道ミサイル攻撃から、我が国を守り、これに反撃する能力を持つ同盟国である米国の艦艇への武力攻撃を未然にとめずに、我が国に対する武力攻撃の発生を待つて対処するのでは、弾道ミサイルによる第一撃によって取り返しのつかない甚大な被害をこうむることになる明らかな危険がある。

このような状況は、存立危機事態に当たり得るものである。…

(国会答弁例)

(参・平安特委 平27・9・9)
中谷防衛大臣 答弁

○ 国務大臣(中谷元君) 三要件でありますので、これは総合的に判断するということでありますが、この弾道ミサイル警戒に当たっている米国の艦船の防護の事例について言えば、我が国に対する武力攻撃の発生を待つて対処するのでは、弾道ミサイルによる第一撃によって取り返しの付かない甚大な被害を被ることになるのは明らかな危険があると判断された段階で事態認定を行うものでございます。

ある状況が存立危機事態と認定をされているという前提に立ちましたら、御指摘のE2Dを始め関連のものも、この事態の拡大の防止、また早期收拾のために活動している米国の航空機などの防護の措置を実施することが可能になるわけでありまして、既に存立危機事態と認定されているという前提に立つならば、米艦に対する攻撃は存立危機武力攻撃に含まれると考えられます。また、この場合は、防護の対象とな

いていけば、それは当たり得ないということも当然あり得るわけであります。…

〔参・平安特委 平27・8・4〕
〔安倍内閣総理大臣答弁 対山本委員〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） まさに、近国において米国に対する武力攻撃が起こり、そしてその国が日本に対して数百発の弾道ミサイルを持っている、また大量破壊兵器を載せる能力も手に入れつつある、そして日本に対して日本を火の海にする等々の発言をしていた、あるいはいるという状況の中において、かつ、日本のこのミサイル防衛網が破壊されるような状況が起こり得る。また、そこからはたくさんの邦人が日本に逃れてきます。その邦人を運んでいる米国の船舶が攻撃をされるという、そういう明白な危険があるときには存立危機事態にこれは当たり得ると、このように考えております。

（国会提出資料）

＜平成27年2月16日の衆議院本会議における存立危機事態になり得る事例に関する答弁について＞

（衆・平安特委理事会提出 平27・8・21）

（内閣官房）

1 いかなる事態が存立危機事態に該当するかについては、事態の個別具体的な状況に即して、政府が全ての情報を総合して客観的、合理的に判断することとなるため、一概に述べることは困難であるが、実際に我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合において、事態の個別具体的な状況に即して、主に、攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、事態の規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮し、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民が被ることとなる犠牲の深刻性、重大性などから客観的、合理的に判断することとなる。

その上で、より分かりやすく説明を行うとの観点から、存立危機事態に当たり得る具体的なケースの一つとして、在留邦人を乗せた米国の船舶が武力攻撃を受ける事例を挙げて説明している。

2 この事例については、平成27年2月16日の衆議院本会議における答弁を含め、従来より、政府は一貫して、

○我が国近隣で武力攻撃が発生し、米国船舶が公海上で武力攻撃を受けている。攻撃国の言動から我が国にも武力攻撃が行われかねない。このような状況においては、取り残されている多数の在留邦人を我が国に輸送することが急務になる

○そのような中、在留邦人を乗せた米国船舶が武力攻撃を受ける明白な危険がある場合は、状況を総合的に判断して、存立危機事態に当たり得るということを説明しているものである。

3 存立危機事態を判断するに当たっては、様々な要素を考慮して総合的に判断することを申し上げているところであり、その判断要素のうち一つだけを取り出して

衛権を発動した場合に、その発動した相手国から反撃や報復措置を受けることがあるのか、全くないと考えているのか、それを答えてください。そして、その反撃や報復措置によって日本国民が負傷あるいは戦死する、そういうこと、死んでしまふ、そういうことがあると考えているのか、あるいは全くないと考えているのか、そこを明確にして、また、さつき自衛隊員については被害が生じるといふふうに言いましたけれども、自衛官についても併せて文書の中で答弁してください。委員会に文書提出を求めます。

○委員長（長峯誠君） 後刻理事会にて協議いたします。

○小西洋之君 委員長、ありがとうございます。では、この関係で法制局長官に伺いますけれども、よろしいですか、法制局長官。

今の話ですけれども、日本が集団的自衛権を発動して相手国からも反撃や報復を受けると、そのことよって日本国民が死んでしまう場合ですね。これは一般論です、一般論。そうした場合に、その死んでしまう日本国民は、日本国憲法が確認しているところのこの平和的生存権、それとの関係でどのような憲法的な問題、法的な問題があるでしょうか。それを説明してください。

○政府特別補佐人（近藤正春君） 今議員のお尋ねは、集団的自衛権を行使した場合に相手国が何

らかの措置をとってくるということを前提にしておられましたけれども、先ほど防衛大臣からの御答弁でも、どのような状況が生じるかは個々の事態により異なるということでご覧になりましたので、その一定の前提の下での仮定のことについてのお答えというのは、政府全体としては控えさせていただきたいと思えます。

○小西洋之君 じゃ、内閣法制局としては、日本は集団的自衛権を発動しても相手から反撃や報復を受けることは一切ないというふうにお考えなんですか。

○政府特別補佐人（近藤正春君） 法制局は法理論をやるところでございまして、そういう実体的な戦略判断とか、いろんなことについての権能を持つておるわけではございませんので、お答えする能力がないということだと思えます。

○小西洋之君 こんな戦略判断でもなくて、相手に手出せばやり返されるというのは、過去、外務省も答弁していますよ。政府答弁です。政府答弁の上に基づいて、政府の認識に基づいて、法制局として法解釈を述べてください。

相手に集団的自衛権を発動すれば、当然相手から反撃や報復措置を受けます。少なくとも、受けることがあります。その結果、日本国民に犠牲が出ることも当然あります。そうしたら、その日本

国民の犠牲というのは憲法の平和的生存権との関係でどのような関係がありますか、答えてください。

○政府特別補佐人（近藤正春君） 法解釈の問題でありまして、今のは、事実についてどういふうなことが起こるかという認識については私どものあずかり得ない問題でございまして、私どもとしてその問題がある程度前提とした答弁というものは、所掌上、そこは答えできないということとでございます。

○小西洋之君 じゃ、法解釈の前提の立法事実の確認というのは、法制局の仕事、所掌には含まれないという理解でよろしいですか。法制局は事実の確認はしない、あらゆる解釈、法令の根拠となる立法事実については一切確認はしない、関知しないという理解でよろしいですか。

○政府特別補佐人（近藤正春君） 立法事実については、担当省が現実に起こっている事実を確認し、それを私どもに御説明いただくということで、私どもが直接立法事実を調べに行くということではなく、あくまでも担当省庁がこういう事実がありますということを前提に法案を説明されますので、それを私どもは完全に信用してやると。

今回は、防衛大臣の方から、その先は分からないということでしたが、私ども立法事実についての補足というのは、あくまでも担当大